

平成29年度 航空局安全全部関係 予算・組織概要

目次

・予算

- (1) 航空保安対策・空港内監視の強化・・・2
- (2) 操縦士の戦略的な養成・確保対策・・・3
- (3) 国産旅客機の開発に伴う安全性審査・・・3
- (4) 無人航空機の安全対策・・・4
- (5) 小型航空機に係る総合的な安全対策の強化・・・4

・定員

- (1) 航空局本省組織再編概要について・・・5
- (2) 安全部に関する組織再編①「安全監督体制の強化」・・・6
- (3) 安全部に関する組織再編②「地方局安全管理官の新設」・・・7
- (4) (参考) 地方航空局「安全管理官」が統括する課・官・・・7

(1) 航空保安対策・空港内監視の強化

保安検査の高度化

<事業の概要>

29年度予算額 19 (3) 億円

※()内は前年度予算

「テロに強い空港」を目指し、ボディスキャナーをはじめ、先進的な保安検査機器の導入を推進し、航空保安検査の高度化を図ります。

「ボディスキャナー」は、平成28年度に羽田、成田など8空港に導入し、平成29年度は那覇、鹿児島など新たに8空港に導入します。また、全国の主要空港への導入は当初計画より1年前倒しし、2019年ラグビーワールドカップ日本大会開催までの整備完了を目指します。

さらに、先進的な保安検査機器の対象に、手荷物検査の「高性能X線検査装置」等を加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに導入を推進します。

ボディスキャナーは那覇、鹿児島など新たに8空港に導入



現行の接触検査に代わるものとして、自動的に非接触で人体表面の異物を検知する装置

今回拡充

《ボディスキャナー以外の先進的な保安検査機器の例》

高性能X線検査装置

蒸散痕跡物等利用爆発物検査装置





機内手荷物用

受託手荷物用

機内持込・受託手荷物のX線検査機器のうち、爆発物を自動的に検知し、仕分けするシステム

爆発物等を自動で検知

期待される効果

検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ保安検査の厳格化を実現。

⇒ 「航空セキュリティの向上」と「観光先進国実現」の両立に寄与。

【事業スキーム】

航空会社等が実施している保安検査(検査機器の整備費や検査職員の委託費)に対し、空港設置管理者は当該経費の1/2を補助。

ただし、先進的な保安検査機器の整備費については空港設置管理者の1/2補助に加え、国として1/2を補助。

空港内監視の強化

<事業の概要>

「テロに強い空港」を目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、国管理空港の警備体制を強化します。

- ・先進的なターミナルビル警備システムの調査・実証実験
- ・制限区域内の監視カメラシステム設計

29年度予算額

空港等維持運営費 0.4(一)億円

一般空港等 838(一)億円の内数

※()内は前年度予算



(2) 操縦士の戦略的な養成・確保対策

<事業の概要>

LCCの急速な事業拡大や操縦士の大量退職等が見込まれる中、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数の目標が2020年に4,000万人と倍増されており、これに伴い操縦士の養成・確保が重要となっています。

これらを踏まえ、平成30年度から航空大学校の養成規模を拡大(72人→108人)するため、帯広分校の教官や訓練機の増強等を図り、宮崎本校の訓練機の更新により着実な訓練を推進します。

さらに、民間と連携してエアライン操縦士の効率的な養成・確保を図るとともに、ドクターヘリ等公共性の高いヘリコプターの運航を確保するための取組みを総合的に推進します。

(独)航空大学校の操縦士の供給体制強化

29年度予算額 2,397(2,150)百万円
※()内は前年度予算

▶ 帯広分校の教官及び訓練機の増強等



教官



訓練機

※供給体制の強化に対応し、平成30年度以降も宮崎本校及び仙台分校の教官、訓練機及び飛行訓練装置の増強等を順次行います。

民間と連携した操縦士の養成・確保の促進

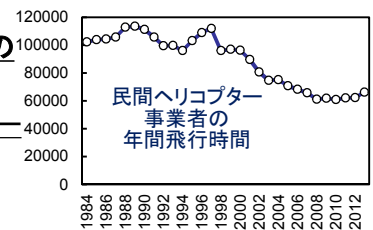
29年度予算額 115(63)百万円
※()内は前年度予算

▶ エアライン操縦士の養成・確保の推進

- 操縦士志望者の適性を測定する手法に関する調査
- 操縦士の健康管理の向上等

▶ ヘリコプター操縦士の養成・確保の推進

- 効率的な養成スキームに関する調査



▶ エアライン操縦士・ヘリコプター操縦士の養成・確保の推進(共通事項)

- シミュレーターの活用拡大に関する調査



フル・フライト・シミュレーター

(3) 国産旅客機の開発に伴う安全性審査

<事業の概要>

29年度予算額 111(84)百万円
※()内は前年度予算

新たな国産旅客機について、我が国は製造国政府としての確実な安全性審査が求められています。このため、製造国政府としての安全性審査手法を確立し、設計資料の書類審査、各種試験への立ち会い、装備品や航空機の製造に係る検査の実施等、安全性の審査を適確に実施することで、市場への円滑な投入・外国への輸出を支援し、航空機産業の振興にも寄与していきます。

(平成27年11月11日初飛行の様子)
提供:三菱航空機㈱



- ▶ 我が国で初めての国産ジェット旅客機(定員70~90人)
- ▶ 今後20年、世界で5000機以上の需要が見込まれる70~90席クラス(リージョナルジェット機)の市場に投入

MRJの特徴



次世代エンジン



炭素繊維複合材技術

高い安全性

低燃費・低騒音

客室の快適性

優れた運航経済性



(4) 無人航空機の安全対策

<事業の概要>

29年度予算額 非公共予算 85(10)百万円

※空港整備勘定にも別途計上

地方航空局分を含む。 ※()内は前年度予算

無人航空機の飛行に関し、国として安全性を確保するための技術に関する評価手法の確立等を図るとともに、適切な許可承認の実施と飛行の監督の体制を確立します。

目視外や夜間飛行、空港周辺の飛行等に関する安全対策

- 補助者の配置と同等の安全性を確保するための技術、機体の視認性を高めるための技術、制御不能に陥った場合においても第三者等に危害を加えることなく安全な場所に着陸できるような技術等に関する評価手法を確立します。



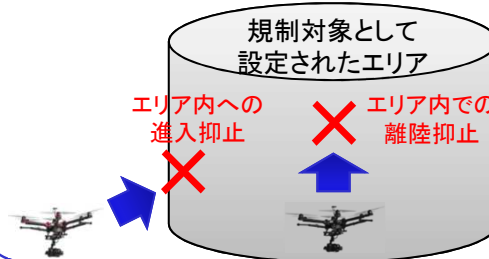
(夜間飛行)



(目視外飛行)

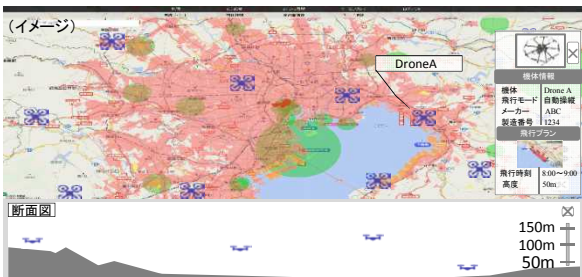
航空法で定める飛行の禁止空域内での飛行制限に関する安全対策

- GPS機能等を用いて無人航空機の飛行禁止空域内での飛行を制限し、許可を得た場合のみ制限を解除できる仕組みを構築するため必要な調査等を行います。



有人機・無人機や無人機同士の衝突防止対策

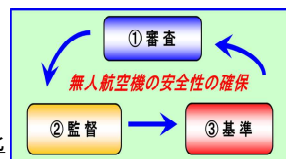
- 無人航空機の飛行情報(飛行日時、飛行経路・高度等)を関係者と共有できるシステム等を導入します。



無人航空機の許可承認の審査・監督の強化

- 無人航空機に係る安全情報の報告・収集等の基準の策定等を行うとともに、適切な許可承認の実施と飛行の監督体制確立のため必要な調査等を行います。

- ①適切な申請及び審査体制の確保
- ②許可承認後の飛行の監督強化
- ③許可承認基準の適切な見直し・強化



(5) 小型航空機に係る総合的な安全対策の強化

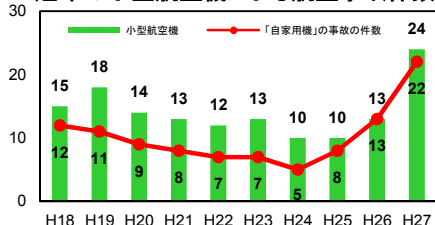
<事業の概要>

29年度予算額 22(一)百万円

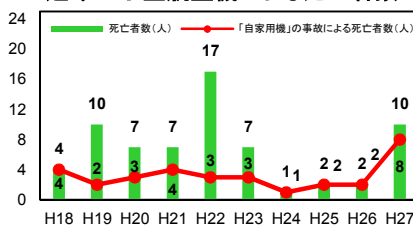
地方航空局分を含む。 ※()内は前年度予算

自家用の小型航空機の事故が多発している状況を踏まえ、小型航空機の抜本的な安全対策を講じるため、「その運航実態や事故の背景等を踏まえたルールの検討」、「新たな技術の導入促進」、「安全啓発」、「国による直接的な指導・監督の強化」等の取組みを総合的に推進します。

近年の小型航空機による航空事故件数



近年の小型航空機による死亡者数



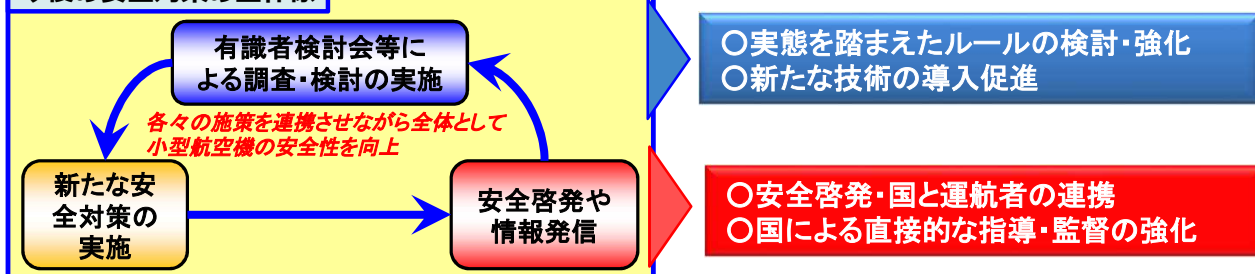
<最近の小型航空機の重大事故事例>

平成27年7月26日、調布飛行場を離陸した小型航空機が墜落し、経路下の住宅を大破させ、住民を含む3名が死亡、5名が負傷するという事故が発生



墜落現場

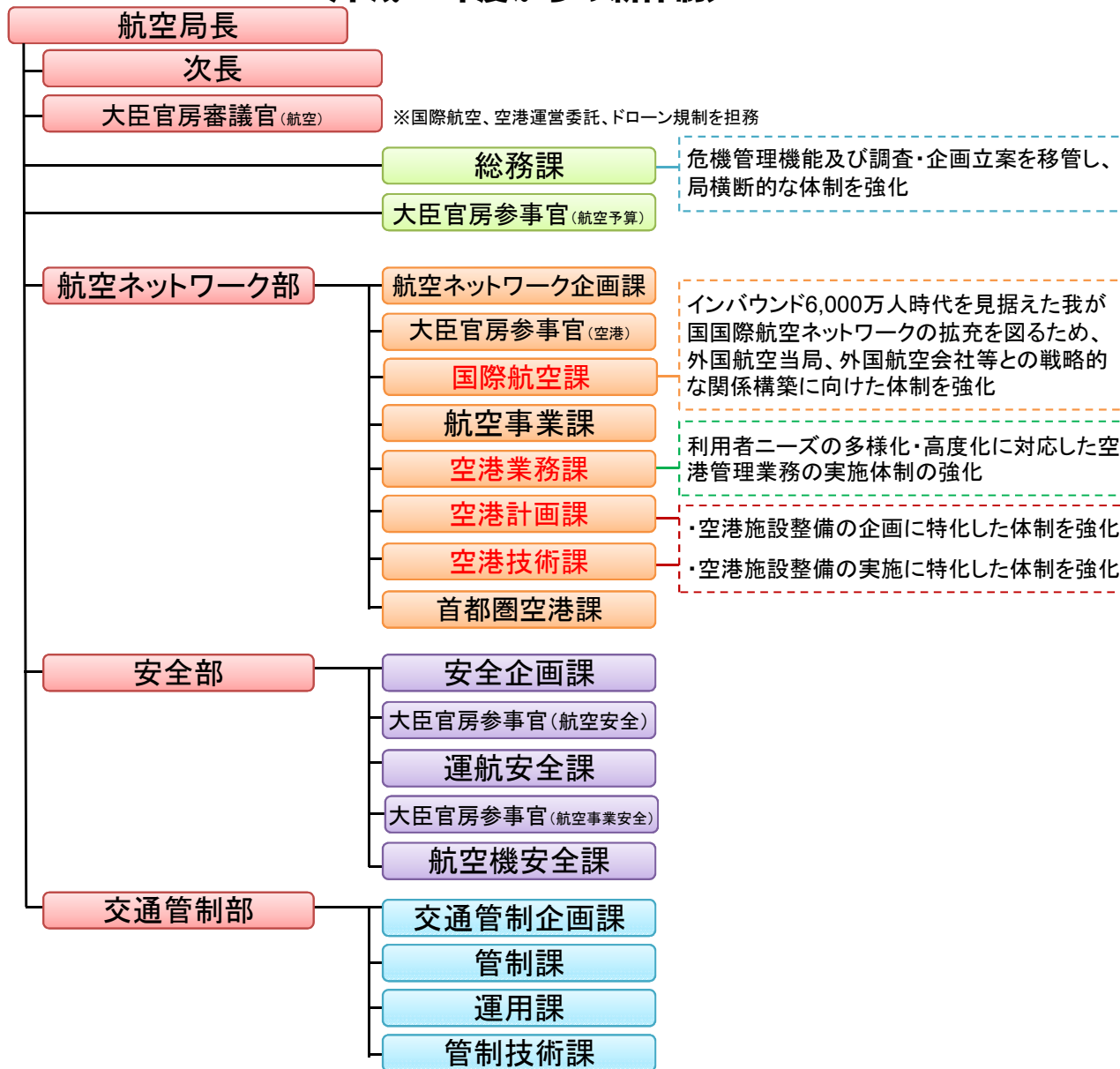
今後の安全対策の全体像



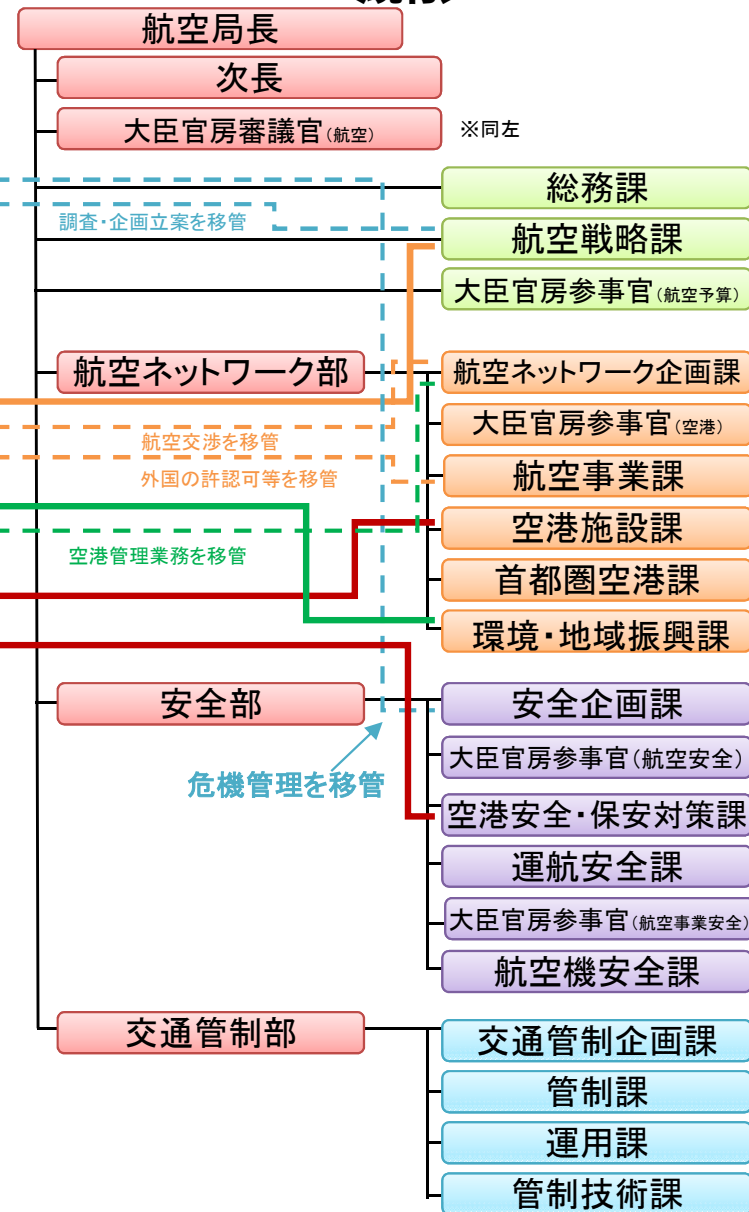
航空局本省組織再編概要について

航空局本省組織について、①国際航空・インフラ海外展開の強化、②危機管理体制及び調査・企画立案機能の強化、③空港管理業務の実施体制及び空港施設整備に係る指導体制の強化を図るため、組織の改編を行い、平成29年度より実施。

＜平成29年度からの新体制＞



＜現行＞



安全部に関する組織再編①「安全監督体制の強化」

○ 現在の課題

・国土交通大臣以外の者が設置管理する航空保安施設は、全国で航空保安無線施設5施設、航空灯火135施設。これら、施設の管理は、航空法に規定された管理基準に基づき、設置管理者が航空保安管理規程等を定め、国は法に基づく定期的な検査を行い、監督を実施してきたところである。

・また、航空保安施設等に安定した電源を供給する施設として、全国に非常用発電機269台、無停電電源設備168台が設置され、航空の安全確保に重要な役割を果たしており、これら施設の運用管理においても、国際的に安全管理体制の構築が求められている。

・航空局では国際民間航空条約第19附属書に従い、2013年10月に「航空安全プログラム」(「SSP」という。)を策定し、安全監督体制を構築してきたところ

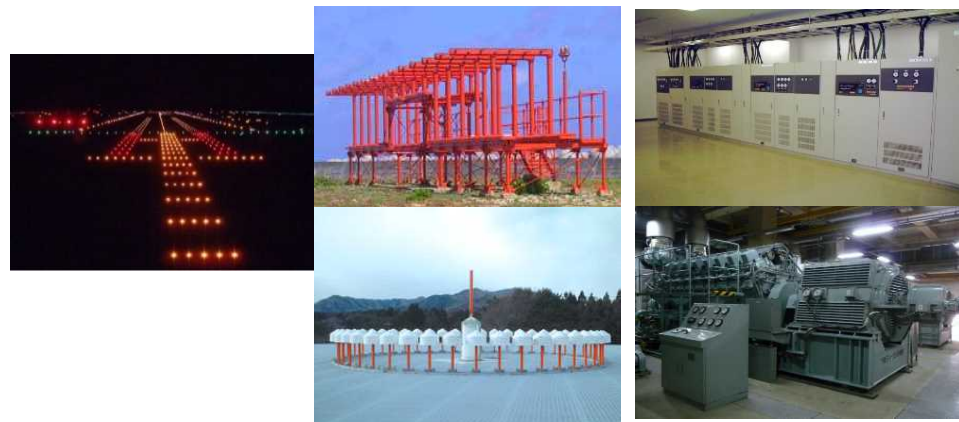
・今後の航空交通量の増大に対応し、航空の安全を確保するため、**国管理以外の航空保安施設及び機械施設**においても、「航空安全プログラム」に基づいた的確な安全監督、更なるSMSの深度化を図るため、組織改編に併せ航空保安業務の安全監督を担う規制機能(レギュレータ)に、航空保安施設に精通した専門要員を配置し、厳格な安全監督体制の強化する。

○ 要員増の内容

- ・航空局 安全部 安全企画課(「航空交通管制安全室」)
 専門官(運用指針)(5G) 1名
- ・東京・大阪航空局 保安部 交通管制安全監督課
 課長補佐(5G) 各1名
 監査調整第二係長(3G) 各1名
 専門官(安全監査)(4G) 各2名

○ 要員増による効果

・航空保安施設及び機械施設に精通した要員を、航空保安業務の安全監督を実施している機関へ配置し、交通管制分野の一元的な安全監督業務を遂行することにより、安全監督体制の厳格化と強化を図ることにより、航空保安施設の安定した運用により航空機の安全運航を確保する。



| 航空保安施設 | 設置箇所 |
|-------------------|--|
| 航空保安無線施設 | 5施設(成田、中部、名古屋、但馬、天草) |
| 航空灯火 飛行場灯火 | 70施設(成田他69空港) |
| 航空灯火 ヘリポート灯火 | 65施設(津市伊勢湾他64HP) |
| 機械施設 (対象は国の機関) | 管制部、空港事務所及び空港出張所等に設置 非常用発電機269台、無停電電源装置168台 |

安全部に関する組織再編②「地方局安全管理官の新設」

○ 要求の背景と現在の課題

地方航空局総務部、空港部及び保安部では、中小航空運送事業者等に対する安全確保監督に関する事務をつかさどっている。


しかしながら昨年度、

- ①調布飛行場近郊、八尾空港における小型航空機墜落事故等、小型航空機事故が頻発していること。
- ②一部の航空運送事業者が極めて悪質な書類改ざんや隠蔽等を行っており、安全運航に重大な支障を及ぼす可能性がある事案が発生していること、
- ③ジャーマンウイングス航空の墜落事故を契機に、航空会社の厳格な健康管理体制の確立が必要となった事等へ対処する必要があるため、安全監査体制強化が喫緊の課題となっている。実務担当である各課・官の体制強化に加え、地方局総務部、空港部及び保安部に跨がって置かれている安全確保監督部門の総合調整を担う「安全管理官」を配置し、限られた組織・人員で効率的効果的な安全監査を実施する。

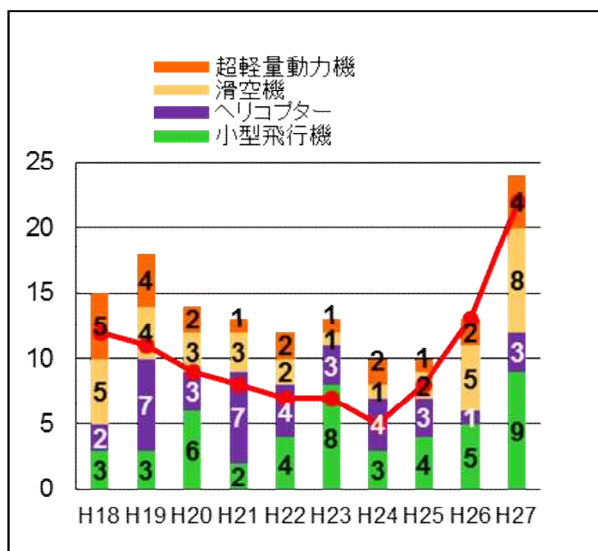
○ 要員要求の内容

- ・東京航空局 安全管理官 1名
- ・大阪航空局 安全管理官 1名
- ・地方航空局が所掌する安全確保監督体制の統括

○ 体制確保による効果

- ・整備・運航・事業安全監督・空港等の各分野間で整合性のある総合的な安全確保監督体制の強化
- 
- ・中小航空運送事業の安全運航の確保
 - ・小型航空機事故の未然防止

近年の小型航空機等による航空事故件数



ジャーマンウイングス機の航空事故

○ 事故概要 :

平成27年3月24日、バルセロナ発
デュッセルドルフ着のジャーマンウ
ィングス9525便がフランス南部のアル
プス山脈付近に墜落

○ 航空機 : エアバス式A320

○ 搭乗者 : 150名

(乗員6名、乗客144名(うち日本人2名))



現状

次長(政・9G I)

総務部(政・8G I)

安全企画・保安対策課

空港部(政・8G I)

空港安全監督課

機械課

保安部(政・8G II)

技術保安企画調整課

管制課

運用課

管制技術課

航空灯火・電気技術課

交通管制安全監督課

航空事業安全監督官

運航審査官

航空機検査官

整備審査官

航空従事者試験官

航空保安業務に係る
機械施設に関する
所掌の移管
(課長補佐、機械第2係)

H29年度

次長(政・9G I)

安全管理官(省・8G II)

○レギュレーター業務の統括

総務部(政・8G I)

安全企画・保安対策課

空港部(政・8G I)

空港安全監督課

機械課

保安部(政・8G II)

技術保安企画調整課

管制課

運用課

管制技術課

航空灯火・電気技術課

交通管制安全監督課

航空事業安全監督官

運航審査官

航空機検査官

整備審査官

航空従事者試験官

※運用課のR業務についても
実務上の監督を行う。